

社会福祉法人さわらび福祉会
役員等報酬ならびに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さわらび福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員等の報酬ならびに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者に限る。
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 4 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第4条 報酬の額は、別表1の定めるところによる。

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人業務のために甲賀圏域（甲賀市・湖南市）外への出張や外部の研修等に参加する場合は、その費用（宿泊費含む）を弁償する。

- 2 甲賀圏域外に居住する役員等が、理事長の要請を受けて法人の会議等に出席する場合は、その交通費を弁償する。
- 3 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、法人職員の旅費規程に準じて支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日（平成29年度第1回評議員会）から施行する。

別表 1

(役員等の報酬額)

理事会・評議員会への出席	日額 4,500 円
監事監査	日額 9,000 円
評議員選任・解任委員会	日額 3,000 円
理事長決裁業務等	日額 3,000 円
その他の出張業務等	日額 4,500 円